

かどがわ

編集・発行 門川町役場

印刷 工藤印刷



今月の主な行事

門川神社秋祭り「かぐら」

- 1日 赤十字家庭看護講習会 (10:00~12:00町老人福祉館)
- 2日 習字教室 (19:00~中央公民館)
- 3日 婦人スポーツ教室 (9:30~11:30 中央公民館)
- 4日 インフルエンザ予防接種 2 回目 (幼稚園、保育所13:30~)
三ヶ月児検診(役場当直室9:00~11:00 S 55年9月出生の乳児)
県地婦協研究発表大会町予選 (19:00~中央公民館)
町婦協定例会 (19:00~中央公民館)
- 5日 1才6ヶ月児検診(中公13:00~14:00 S 54月5月・6月生れ)
- 7日 道路愛護デー
バトミントン大会 (9:00~門小体育館)
卓球大会 (9:00~中央公民館)
- 9日 昭和55年度在宅重度身体障害者訪問審査
習字教室 (19:00~中央公民館)
文化講演会 (19:00~中央公民館)
- 10日 婦人スポーツ教室 (9:30~11:30 中央公民館)
栄養学級 (9:30~中央公民館)
- 11日 金融部会 (13:00~役場会議室)
中央婦人学級 (19:30~中央公民館)
- 12日 民生委員協議会 (13:00~17:00 町老人福祉館)
- 16日 婦人検診 (13:00~14:00) 19日まで
習字教室 (19:00~中央公民館)
- 17日 婦人スポーツ教室 (9:30~11:30 中央公民館)
高令者学級 (9:30~中央公民館)
- 18日 成人病学級 (9:30~中央公民館)
- 23日 習字教室 (19:00~中央公民館)
- 24日 農業委員会総会 (9:00~役場会議室)
婦人スポーツ教室 (9:30~11:30 中央公民館)
- 27日 終業式 (小中学校)
御用納

- 一、健康な心身を育てましょう。
- 二、力一ぱい仕事に励みましょう。
- 三、明るくあいさつを交しましょう。
- 四、進んできまりを守りましょう。
- 五、豊かな文化をきつぎましょう。

わたくしたち門川町民は生きる喜びを感じ、明るい家庭と住みよい町をつくるためこの憲章を定めます。

門川町民憲章

11月1日現在人口 (概数)

世帯数	男	女	計
5,143	8,894	9,643	18,537
(5,135)	(8,891)	(9,642)	(18,533)

55年国勢調査の人口数を記載のため、先月の人口が増えております。

陳謝

今般の門川町職員土木汚職事件は町政に対する町民各位の不信や疑惑を惹起する等、町政執行に重大なる影響を与えましたことは誠に申訳なく、町民の皆様は心からお詫び申し上げます。言うまでもなく地方公務員は住民の厳粛な信任を受け全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務するものであり住民からいささかの疑惑をも受けるようなことがあつてはならないのであります。然るに公務員として、もつとも恥ずべき収賄等の不祥事件が発生し、先輩諸賢の

年末年始の交通事故を防ごう！



無事故を願つて
門川ライオンズクラブでは町内30ヶ所の信号機のない横断歩道に横断旗入れ箱等を寄贈していただきました。

築きあげられた栄えある門川町の歴史に一大汚点を残したことは、まことに遺憾に堪えません。職員のような行為は町行政そのものに対する住民の信頼を裏切ることであり、対外的にも信用が失墜されたこととなります。これからは町政不信解消のため、職員の綱紀粛正と厳正なる服務規律を確立して町政浄化の対策と実行に全力をつくし、一日も早く汚名を挽回し明るい町づくりに努力してまいりたいと思つております。こゝに紙面を通じまして町民の皆様へ深く陳謝申し上げます。
昭和五十五年十二月一日
門川町長 金丸次藏

年末年始の交通安全運動が十二月二十日(土)から一月十日(土)までの二十日間に亘り県内一斉に実施されます。本町から悲惨な交通事故を出さないよう、又交通事故に会わないよう町民の皆さん一人一人が交通安全運動の主旨を十分理解していただきまして、交通事故防止に御協力下さいませようをお願いいたします。

特に年末年始は、最も人や車の往来の激しい時期であり、例年重大事故が多発いたしております。町民の皆さんみなで次のことを良く守つて、年末年始の交通事故を防止し、明るく楽しい正月を迎えましょう。

- (1) スピードの出し過ぎや、無理な追越しは絶対にやめましょう。

年末から年始にかけては先を急ぐあまり、ついスピードの出し過ぎや無理な追越しをしがちですがこれらの違反は重大事故の直接の原因となつておりますので運転中はいつも車の状況、道路状況、交通状況等を良く考え、その状況に対応して常に安全が保たれるような速度と方法で走ることを忘れないようにしましょう。

- (2) 飲酒運転は絶対にやめましょう。

年末年始にかけては、忘年会、新年会等と酒類を飲む機会も多く

なりがちで、酒酔い運転や酒気帯び運転による交通事故が多発します。酒を飲んだら絶対に運転しないよう、又、周囲の人も親切と勇気を持って飲酒運転防止につとめましょう。

- (3) 過労、居眠り運転はやめましょう。

年末はとかく残業等で過労運転になりがちです。安全運転のために体調を十分整え、過労、居眠り運転に充分注意しましょう。

- (4) 横断歩道、交差点での事故を防ぎましょう。

年末年始にかけては、車の往来や人通りも多く、交差点や横断歩道附近での追突事故や人身事故が多発が予想されますので、交差点や横断歩道附近ではスピードを落とし、安全運転につとめましょう。又、歩行者の皆さんも正しい横

門川町告示第41号
門川町水道事業公金収納事務を次のとおり委託する。
昭和55年11月14日
門川町長 金丸次藏
記
住所 門川町大字尾末 門川五五二九
氏名 松井一郎
10月分の水道料金から各家庭を訪問していただきますので、よろしくお願ひいたします。

あなたはシートベルトヘルメット着用を習慣づけていますか

運転者の皆さん、あなたは今、シートベルト、ヘルメットを着用していますか？
死亡事故で一番多いのは頭の受傷です。「シートベルトは命綱」の標語のとおりシートベルトをしていて軽傷ですんだ事故の実例が数多くあります。運転者の皆さんあなたの命を守るシートベルト、ヘルメットをもう一度認識しなおしてみませんか。

歳末防犯



「年の瀬を無事に乗り切つて 明るい新年を迎えましょう」

十二月の声を聞くと例年、事件事故が増します。このため防犯協会と警察では皆さんの無事を願つて、十二月一日から来年の一月十日までを「年末年始の特別警戒」として警察の総力をあげて犯罪や事故の防止に努めることにしています。

町民の皆さんも、自分のこととして次の諸点に注意して下さい。

一、盗犯の防止
門川町では一月から十月までに約七十件の盗難の被害届がありました。

- 内訳は
- 空巢、忍込みなどの侵入盗犯 十八件
 - 自転車、自動車盗 二十八件
 - 車上狙い 十五件
 - その他 九件

となつており、この内、事務所病院などの侵入盗を除き、ほとんどがカギのしてない無防備状態での被害で、特に自転車や自動車盗、車上狙いなどは、全くカギがしてなく「盗んで下さい」



防犯パレード

お出かけは声かけ カギかけ心がけ

- ◎ 云わぬばかりに屋外に放置中被害にあつています。
- ◎ 自転車や自動車を離れるときは、ちよつとの間でも必ずカギをしましょう。
- ◎ ちよつとの外出でも必ず戸締りをしましょう。

- ◎ 夜寝む前に、もう一度戸締りを確かめましょう。
- 二、暴力追放
- ◎ たとえ、わずかな被害でも勇気をもつて届けましょう。
- 泣きねいり
- 暴力団をのさばらせ
- ◎ 他人のことだと、知らぬふりをしないで。
- 暴力を見たら 聞いたら一一〇番
- 三、少年の非行防止
- ◎ 危ないこと、悪いことをしている少年、しょうとしている少年を見かけたら、わが子と思つて「愛の一声」をかけて注意しましょう。
- ◎ 暴走族の少年が増えていま
- 暴走族は交通違反のみでなく集団窃盗や暴力行為、婦女暴行などの事件を引き起こしていま
- 車を改造したら、車をもつた友達の入りが多くなり、土曜や休日など、車による夜間外出があつたら要注意
- 傷は小さいうちの 治療が肝心です

あなたです！火事を出すのも防ぐのも



郷土愛に根ざす消防団
火災多発期に備え消防団 特別警戒につく

消防団は、消防組織法に基づき消防機関で、郷土愛の精神に支えられたボランティア的な組織です。消防団員のほとんどは、他に自分の本業を持つていますが、火災、地震、風水害などの緊急時の場合には率先して災害を防止し、住民の生命、身体、財産を守るために勇敢に行動しています。消防団の活動はこればかりでなく、火災シーズンを迎えますと、各部とも警戒配備につき、寒風

消防団は、消防組織法の中に火災予防に防犯にと巡回をいたします。特に役場職員よりなる消防団本部では、万に備えて十二月一日から翌年二月末日まで五人一班制で毎夜の宿直および土曜、日曜、祭日の日直勤務につき常備消防に準じた警戒態勢を敷きますので火災などの時は直ちに「一一九番」に通報して下さい。

年末年始のごみ・し尿の収集にご協力下さい

毎年年末になりますと、ごみ及びし尿の収集量が増大し皆さんにご迷惑をかけているところですが、特にし尿の収集にあつては、処理施設の能力が低下し、現在新しい施設の建設を行なつてはいる所ですが、この施設が本格的に稼働するのには来年の四月になります。そこで、年末年始におけるごみ及びし尿の収集業務を円滑に行なうため、次のとおり収集することになりまして、ご協力下さるようお願いいたします。

※ごみ収集

日	28	29	30	31	1	2	3	4	5
曜	日	月	火	水	木	金	土	日	月
区分	休	注(1)	注(2)	収集いたしません(休み)				平常通り	平常通り
収集車による収集	休	注(1)	注(2)	収集いたしません(休み)				平常通り	平常通り
直接搬入	直接持込できます		注(3)	直接持込できません(休み)					平常通り

注(1) 月曜収集地区のみ可燃物、不燃物を一緒に出して下さい。
 (2) 火曜収集地区のみ
 (3) 直接持込は31日の正午までできます。午後はできません。
 (4) 直接持込の場合は可燃物と不燃物を分別して持込んで下さい。



「ちり」は決められた日に決められた場所へ

※し尿収集

し尿の汲取は十二月十五日までに申し込んで下さい。
 注 十五日以降に申し込んでも年内の汲取はできません。

※東郷霊苑の営業

一月一日と三日は休みです。
 この日は平常通りの業務を行ないます。

最低賃金のお知らせ

宮崎労働基準局
 各労働基準監督署

宮崎県最低賃金(地域最賃)が左記のとおり改定されましたので以後はこの額以下で使用することは出来ません。

宮崎県最低賃金	
・1日	2,541円
・時間給労働者	
1時間	318円
改定年月日	昭和55年11月1日

なお産業別最低賃金については別表のとおり改定予定です。
 窯業、土石製品製造業、機械金属製品等製造業、自動車整備業、木材木製品製造業、家具装備品製造業、最低賃金については現在審議中であり、改訂次第お知らせします。
 くわしくは宮崎労働基準局または労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

件名	最低賃金額	適用区分等	改定年月日
繊維産業最低賃金	2,718円(340円)	① 男子服、女子服又は子供服の縫製に係る技能習得中の者であつて雇入れ後1年未満の者 ② 技能習得中を含め通算して1年未満の者 ③ 包装、箱詰め、手作業による下張り、糸切り、折畳み、捨糸解き、ほぐし、清掃、片付け、賄い、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	昭和55年12月1日
	2,585円(324円)		
印刷、同関連産業最低賃金	2,858円(358円)	はさみ込み、封筒入れ、印刷物の整理、帯封、清掃又は片付けの業務に主として従事する者	昭和55年12月1日
	2,714円(340円)		
食料品製造業最低賃金	2,673円(335円)		昭和55年12月1日
卸売業、小売業最低賃金	2,878円(360円)	卸売業に従事する者 小売業に従事する者 飲食店は除外	昭和55年12月1日
	2,699円(338円)		



56年度 高等水産研修所 研修生募集!!



若人よ船が海が君を待つ

水産業の長期的な展望と未来は新しい時代の要請として、漁業に若い素質のある後継者を求めています。宮崎県では本県漁業の中堅的役割を担う人材養成のため、宮崎県高等水産研修所生徒を募集します。

この制度は、全国的にも数少ない漁業後継者養成のためのもので、長い実績と、業界から高い評価を得ており、既に多くの若人を本県漁業界に送り出しています。

漁業志す多くの人が応募されることを希望します。

○種別及び募集定員
 ・本科 二〇名程度
 漁業(船長)コース 一〇名
 機関(機関長)コース 一〇名

○その他
 ・授業料不要など各種の特典があります。
 ・その他詳しいことは、宮崎県高等水産研修所へお問い合わせ下さい。

○願書受付
 ・あて先 (二八八七) 日南市油津西町五八八一六
 宮崎県高等水産研修所
 電話〇九八七二二二一〇五八

○選考場
 日南又は延岡試験地

○その他
 ・縮切
 五十六年二月二十日(到着)まで
 選考期日
 五十六年二月二十七日

・専攻科
 増殖コース 五名程度
 〇応募資格
 ・本科 中学校卒業(五十五年卒業見込みを含む)
 ・専攻科 高等学校卒業(五十五年卒業見込みを含む)又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者、若しくは水産に関する基礎的知識・技術を修めた者で所長が適当と認めた者

〇修業年限
 本科、専攻科とも一年間

文化講演会 開催のお知らせ



講師 青木一雄先生

このたび左記により「文化講演会」を開催することになりましたのでお知らせいたしますと共に、町民多数のご来場をお待ちいたしております。

記
 一、日時 十二月九日(火)
 夜七時~九時
 二、場所 門川町中央公民館
 三、講師 青木一雄
 (元NHKアナウンサー)
 ニュース、街頭録音、おたずねに答えて、などをはじめ数々の番組を担当「ミスターNHK」といわれたが特に二十年間続いた「とんち教室」の司会者として有名です。
 三、演題
 「幸せを招く話し方」
 四、主催 門川町文化協会
 門川町教育委員会

12月1日は省エネルギーの日



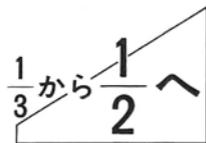
〈こたつ〉厚手で大きめのこたつ掛けや、こたつ敷きで保温に心がけましょう。
 毎月1日は「省エネルギーの日」です

「遺留分」とは、相続人が取得することを認められる最低限度の財産のことです。これまで、遺留分は、直系卑属（子や孫）のみが相続人の場合、及び直系卑属と配偶者が相続人の場合は相続財産の二分の一、その他の場合は相続財産の三分の一と定められていました。

今回の改正では、このうち「相続財産の三分の一」とされている「その他の場合」の中で、①配偶者のみが相続人のとき、②配偶者及び直系尊属が相続人のとき、または③配偶者及び兄弟姉妹が相続人

「遺留分」が 引き上げられました

遺留分も



このときの遺留分が、相続財産の二分の一に引き上げられました。これは、配偶者の相続分が引き上げられたことに伴い、遺留分についても、相続人中に配偶者が含まれる場合は、すべて二分の一に引き上げられたものです（民法第一〇二八条）。

なお、遺産相続のときの相続人同志のトラブルを防ぐために「遺言」を作っておくと便利です。自分で書くことが難しい場合は、もよりの公証人役場で、公証人に自分の意思を述べ、「公証証書」という形の遺言を作成することもできますので、ご利用ください。

兄弟姉妹の 代襲相続に 制限が設けられ ました

これまでは、代襲相続人（相続人が死亡などによって相続することができなくなった場合、代わりに相続する人）の範囲が決められていませんでした。これが、今回の改正によって、被相続人の兄弟姉妹が相続人である場合の代襲相続人は、兄弟姉妹の子（被相続人のおい、めい）に制限されることになりました（民法第九〇一条第二項）。



これまでは、代襲相続人（相続人が死亡などによって相続することができなくなった場合、代わりに相続する人）の範囲が決められていませんでした。これが、今回の改正によって、被相続人の兄弟姉妹が相続人である場合の代襲相続人は、兄弟姉妹の子（被相続人のおい、めい）に制限されることになりました（民法第九〇一条第二項）。

遺産の分割を適正にするため 「寄与分制度」が新しく設け られました



寄与分制度とは、亡くなった人の財産を維持したり増やしたりするのに努力した相続人に対し、その分を「苦勞賃」として上積みして相続させることを認めようとするものです。

例えば、農家や商店などで、長年、父を助けて家業を続けてきた息子が、父の遺産を相続する場合、寄与分制度が適用されます。

寄与分の額は、相続人全員の話し合いで定めることになっていますが、折り合いがつかないときは、寄与した相続人の請求（申立て）によって、家庭裁判所が寄与分を定めます（民法第九〇四条の二）。

年末資金のご準備は おすすめですよ

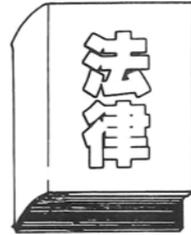
国民金融公庫延岡支店では、年末資金の準備をして、すでに申込の受付、融資を開始しております。手形決済、ボーナス支払、商品仕入などの資金が必要な方は、早目に公庫（電話：〇九八二一三三―六三一―）又は商工会にご相談ください。

〇ご融資額 一五〇万円以内

〇ご融資期間 特定設備資金二〇〇万円以内
五年以内
運転資金 五年以内
設備資金 七年以内
特定設備資金 一〇年以内

〇利率 九、一%（十月現在）

特定設備資金とは取扱商品の変更、業種の変更など特定の設備にかかる資金をいいます。



特集

は幸せな暮らしの“後ろ盾”



あなたの生活を守る。法律。

法もろ心が築くよい社会——法律は、わたしたちが日常の社会生活を秩序正しく営んでいくためになくてはならないものです。同時に、安全で幸せな生活を実現していくための「後ろ盾」になつてくれるのも法律です。そのためには、まず法律をよく知ることが大切です。そこで、今回は、先の国会で一部改正された「民法」の主な改正点と、わたしたちの暮らしに關係の深い「法律扶助制度」と「児童福祉制度」のあらましをご紹介します。

民法の改正

昭和五十六年 一月一日から施行

遺産を子供とともに相続する場合、配偶者の相続分が三分の一から二分の一に引き上げられるなど、「民法及び家事審判法」の一部が五月九日改正されました。昭和五十六年一月一日から適用されますが、わたしたちの暮らしに關係の深い主な改正点についてご紹介します。

配偶者の相続分が 引き上げられました

配偶者の相続分が、子とともに相続するときは遺産の二分の一（今までは三分の一）、被相続人（死亡した人）の直系尊属（両親）とともに相続するときは三分の二（同二分の一）、被相続人の兄弟姉妹とともに相続するときは四分の三（同三分の二）に、それぞれ引き上げられました（民法第九〇〇条）。

同時に、配偶者に対する相続税についても、その相続額が遺産の二分の一以下（今までは三分の一以下）または四千万円以下の場合、課税されないことになりました（相続税法第一九条の二）。

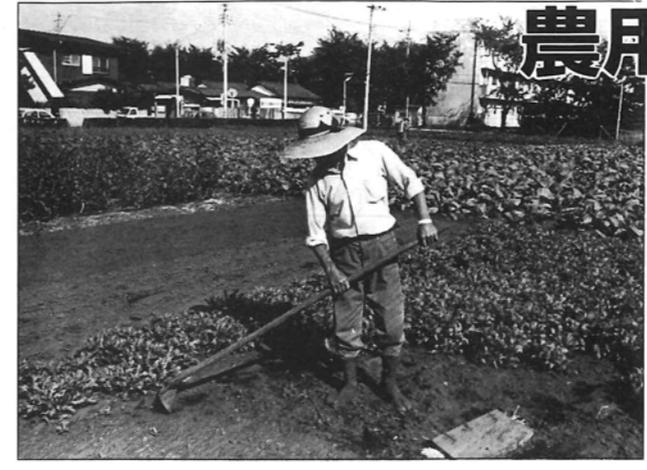


これは三分の一以下）または四千万円以下の場合、課税されないことになりました（相続税法第一九条の二）。

活用できます

農用地が有効に

農地関係三法 が成立・施行



農地はあるが、働き手がない。もつと耕作地を広げたいが土地はうまく借りられるだろうか。こんな悩みをお持ちの方はおられないでしょうか。遊んでいる農地を有効に生かし、やる気のある人が農地を十分活用できるように——このほど農地関係の三つの法律が施行されました。

三つの法律とは、農用地利用増進法(昭和五十五年九月一日施行)、農地法改正法(同十月一日施行)、農業委員会改正法(同九月二十日施行)です。このうち農用地利用増進法、農地法改正法を中心に、その要点を紹介します。

農用地利用増進法

面倒な手続きなしで農地の貸し借り・売りが買いができます

遊ばせている農地を貸せるものなら貸したい、場合によっては売ってもよいと思っている人、あるいは農地を借りるか、または買って経営規模を拡大したいと望んでいる人は、面倒な手続きをしなくても安心して貸し借りまたは売り買いができるよう

市街化区域を除く全農地等が対象

貸し借り、売り買いができるのは、原則として市街化区域を除く市町村区域一円で、農地のほか農業用施設用地(畜舎、温室など)、農用地開発用地(いわゆる未墾地)、混牧林地なども含まれます。

双方の間に立って納得のいくよう利用条件、売買条件を定めるなど、交渉を代行してくれるのは市町村や農業委員会です。



貸出奨励金が支払われます

農用地等を貸す場合、貸付料金は別に、十アルあたり、契約期間が三年から五年であれば一万円、真作などの期間貸出なら五千円の奨励金が契約当初に交付されます。また、契約期間が六年以上の場合、奨励金は倍額になります。

契約期間満了時には市町村や農業委員会が責任をもつて返還

契約期間満了時には、離作料を要求されることなく返還されることになっており、市町村や農業委員会が責任をもって返還します。また、再び貸し出す時も希望に添うよう世話をしてくれます。

集落等の団体単位で自主的な土地改良事業などが行えます

集落、大字など地区単位で相談しあつて作付地の集団化を図るための交換耕作や農地の貸し借りをしたり、機械や施設の共同利用による効率的な農作業がこれまでより簡単にできるようになりました。また、団体単位で自主的な土地改良事業も行えることになりました。

農地を全部貸した人も農協の正組合員の資格をそのまま継続できます

自分の農地を全部貸した人でも引き続き、農協の正組合員の資格を持てる道が開かれました。

農地法の改正

貸付料は飯米でももらえます

農地は貸しているが、自分で食べる米は現物で欲しいと希望する貸し手の要望にこたえて、貸付料をお金の代わりに米で、水田裏作の場合はうまい返し(耕起、代かきして返す)で、受けとることができるようになりま

農業生産法人の要件が緩和

集団で大規模な農業を経営するための農業生産法人の要件が緩和されました。これによって農地を持っていない農家の後継者なども、農地や未墾地を取得して農業経営ができるようになりました。

農業委員会法の改正

今回の農地法制の整備に伴い、農業委員会及び都道府県農業会議の役割がより重要になることから、その制度についての改正が行われました。

まず、都道府県農業会議については、会議員は、原則として、従来の「農業委員会が委員のうちから指名した者」に代えて、農業委

員会の会長が充てられることになったほか、部会制が廃止されて、新たに常任会議員が置かれ、常任会議員の会議が設けられることになりました。

また、農業委員会については、選挙委員の定数が変更されるとともに、指定都市の農業委員会の設置に関する特例が設けられました。

十年間の貸し出しの場合、まとめて貸付料がもらえます

十年間の期間で農地を貸すと、貸付料を十年分まとめてもらえます。

権利取得の許可などは農業委員会ですら手続きできます

在村者の農地法上の権利取得に関する許可や、市街化区域内にある農地の転用届け出の処理なども、ほとんど農業委員会が行うようになり、手続きがずっと簡単になりました。

詳しくは、お近くの市町村役場または、農業委員会におたずねください。



おみそか 大晦日

歳時記

むかしは、大晦日といえ、一年中でもっともあわただしい日でした。俳人一茶の句に、「おみそか 梅見ているを そしらるる」というのがあります。また「徒然草(つれづれぐさ)」にも、人の門たたき、走りありき、何事にかあらんことごとしくのしり、足を空にまどわせ」と大晦日の町を描写したところがあります。

最近では、商店街などをはじめ、大晦日の夜おそくまで働くところが、その点では昔も今もあまり変わっていないようです。ところで、年送りの行事は各地にあります。そば、ブリ、塩サケなどを食べたり、二年参りといつて大晦日から元日にかけて杜寺に詣でたりする風習は各地に残っているようです。ちかごろのヤングは、そばといえ中華そばを連想するとみえて大晦日の夜は中華そばの店もけっこう繁盛するとか。それに、大晦日といえ、除夜の鐘。夜の十二時を期して百八つの煩悩(ぼんのう)を除去し、新しい光明の年を迎えるこの行事は、江戸時代に始まったものといわれています。最近では、除夜の鐘をテレビでよく家庭が多くなっているということ、年の瀬の風物詩も世につれて変わってきていますが、何れともあれ、新年がよい年でありますように。



高度な専門技術・技能を

身につけようとする皆さんに!!

職業訓練生ならびに職業転換訓練生を募集いたします。

●県立日南高等職業訓練校

○募集人員

- 養成訓練 三〇〇名
- 建築科 三〇〇名
- 自動車整備科 六〇名

○訓練期間

- 一年間 (五六年四月～五七年三月)

○応募資格

- 養成訓練
 - イ 建築科 中学校卒業、又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
 - ロ 自動車整備科 高等学校卒業以上の者、又はこれと同等以上の学力を有する者

○職業転換訓練

- 中高年令者等を対象に、公共職業安定所の入校指示を受けた者(自動車整備科については、高校卒業以上の者)

○出願手続及び選考日

(養成訓練)

願書の提出先 当訓練校又は最寄りの公共職業安定所

○受付期間

- 五十五年十二月一日から
- 五十六年一月十二日まで

○選考日

- 建築科 一月二十二日
- 自動車整備科 一月二十三日

(職業転換訓練)

願書の提出先 最寄りの公共職業安定所

○受付

- 五六年三月十四日まで

○選考日

- 五六年三月十七日

○その他

- 授業料や実習費は無料など、各種の特典があります。
- その他詳しいことは、県立日南高等職業訓練校(日南市大字楠原三八番地、電話〇九八七二一五～一三一九又は九九九九)、又は公共職業安定所に問い合わせ下さい。

●宮崎総合高等職業訓練校

○募集人員

- 機械科 四五名
- 電気科 二〇名
- 室内工芸科 二〇名

○訓練期間

二年間

○応募資格

義務教育修了者(修了見込者を含む)

○募集期間

- 五十五年十二月一日より
- 五十六年一月十六日まで

○選考日

- 五十六年一月二十一日

○経費

- 入校時経費 約二万六千円
- 実習負担金(月額) 五百円
- 生徒会費(月額) 五百円

○特典等

- 奨学金(技能者育成資金貸付)制度があります。
- (通学生) 月額八千五百円、寮生 月額一万二千百円
- 修了時、技能照査合格者には、二級技能検定試験の学科試験が免除され、電気科では、別に電気工士の免許がとれます。
- 問い合わせ先 (二八八〇) 宮崎市大字恒久四二四一番地 電話〇九八五一一一五一一 宮崎総合高等職業訓練校

第二十七回 「わが家の家計簿」

体験談募集のお知らせ



あなたが家計簿を通じて体験し感じられたことを文章につづってみませんか。

資源・エネルギーの制約下、暮らしを見直す必要性が強まってきた折柄、個性的で、質的に充実した生活をめざしていくためには、しっかりと家計簿管理が一段と必要となっており、その手段としての家計簿の活用がますます重要になってきています。

あなたの貴重な体験を、新しく家計簿をつけようとしている方や記帳方法の改善、家計簿の活用に向けている方々の参考にしてあげてください。

今回も、次の要領により、体験談の募集を行いますので、奮ってご応募くださるようお願いいたします。

- 内容
 - ・家計簿をつけはじめた動機と記帳上の苦心や工夫
 - ・家計簿を継続してつづける工夫や家族の方々の協力の模様
 - ・家計簿で発見したムリやムダと

その改善 家計簿により予算生活をした結果、生活の仕方に生じた変化

○原稿 (一)本文は四百字詰原稿用紙五枚以内。本文のほか、月別、項目別支出一覧表を添付してください

封筒の表面に「家計簿体験談」と明記してください。

差別をなくすために

被差別部落は だれが何のために つくったか

上の者にさからうことは悪徳であるという、独裁者には、まことに都合のいい御用学問の教えが、浸透しているのです。まれに世をうれえ、エタ・非人を思い、農民に心をはせるすぐれた人物が出てきても、それによって救われる人たちが、殆んど同調いたしません。いためつけられたもの、無知なもので、貧しいもの、地位身分の低い

ものが、とかく持ちやすいどれい根性、即ち卑屈やあきらめのために、「長いものには巻かれろ」といつた考え方で同じ仲間の先覚者をも白い目でみるばかりか、あべこべに代官屋敷に密告して、ほうびに苗字、帯刀を許してもらって自分の家がらを一等上げようと考える始末で、まったく手も足も出ないほどでした。

だから平素は、農民だけの意思統一や団結など、とても不可能にちかく、百姓一揆のような集団行動は、よくよくのことでありました。それでも江戸時代のなごころ以後には、かなり多くなつて、江戸時代に百姓一揆の数は、三千件にも達しています。青木村からこつた一揆も、この一つでありました。農民生活の苦しさを、物語つております。



みかん

けれど、農民は明確な指導理念をもつておらぬので、一揆も、感覚的、散発的、一時的に終つて最終目的を達することができません

結局は、倒幕、維新の仕事も、薩、長、土など一部武士の手で行われました。何はともあれ、長かつた封建幕藩政治の形が、一応終つたことは、ほんとうに喜ぶべきことでありました。だが、今まで苦しみに泣きつづけてきた庶民の手で、倒幕、維新の改革が行われなかつたので、最初のかげ声にもかわらず、明治の政治は、本質的には、幕藩政治形態と変らない絶対主義でありました。

部落差別がなくなるどころではない、とんでもない不幸の原因にさなつたのであります。

第三十二回 「人権週間」によせて



みんなで守る人権

お互いに相手の立場を考えて 豊かな人間関係を作ろう

対話によつて明るく住みよい社会をつくらう

今年も人権週間が始まります。この人権週間の由来は、一九四八年の国連総会において、世界人権宣言が採択され十二月一日を記念して、この日を「人権デー」と定め世界各国が人権を尊重擁護することを誓つたものです。

わが国でも、十二月四日から、十日までの一週間を「人権週間」として、広く国民に基本的人権の思想普及と人権意識の高揚を、呼びかけるものです。

現実には、人権を無視したり、おかししたりする人や、人権をかつてきままとする権利と間違えて、かつてな行動をしたりする人がいるため、他人の人権がしばしばおかし

シリーズ 門川町青少年健全育成町民会議だより

△子供は社会の中で大きくなる△

すべて生物は、環境の影響を受けるものです。人間もまた、その例外ではありません。特に敏感な子供たちは、社会の影響をうけやすいのです。

今の社会は、子供にとって、よい環境と言えるでしょうか。人々は、万事お金の世の中と割り切り、ギャンブルは横行しています。

犯罪は新聞の社会面を埋めています。爆弾事件があり公害があふれ、マイクは騒音をまきちらし、交通事故は頻発し、いかがわしい雑誌と氾らんする漫画、大人でも顔をそむけたくなるような映画のポスター。

こんな社会の中に「子供よ、清らかに育て」とかけ声をかけても一体どうなるのでしょうか。

信仰も人間の善意も、失われたのではないかとさえ思われます。豊かで清らかな社会……それはもう日本には帰って来ないのでしようか。

かつての日本の社会には、相互扶助の連帯が根強く生きていました。利己主義をむきだしにした現在の社会は決して子供のためにもよい環境ではなさそうです。



草川小学校の砂の造形

しかし、社会をつくるのは人間です。一人一人の人間が考え方を変えれば、社会も変わるはずだと思えます。

伝え聞く中国の現状は、昔の中国を知っているものにはとても理解できない事柄です。

中国が変わったのは、民衆の心が変わったからです。

心が変われば社会も変わります。日本の大人たちは、最愛の子供たちのためにも、もつと社会を明るく清らかにする努力が必要ではないでしょうか。

次回一月は、「他律期から自律期へ」を記載します。

国民年金

追納できる免除保険料

国民年金の保険料を、納めることがむずかしいときは、届け出て免除を受けることができます。

免除を受けると、将来受ける老齢年金が、保険料を納めた人の三分の一になって、大変不利益です。

そのため、免除を受けた期間について、将来、経済的なゆとりができたときに、保険料を追納できる制度があります。

この追納は、過去十年以内の免除期間について当時の保険料額で行うことができ、追納しますと、この期間は保険料を納めた年金額に計算しなおされます。

この免除制度は、任意加入のサラリーマンの奥さんなどには適用されません。



熱心に聞いている老人

減額は生涯つづく

国民年金の老齢年金と通算老齢年金は、六十五才から支給されます。しかし、年金を受ける条件を満たしていれば、六十才から六十

四才までの間なら、いつでも希望するときに繰り上げて支給を受けられます。

ただし、その年金額は、次の表の通り、四二%から一%も減額されます。一たん繰り上げ支給を受けると、この減額は生涯続いて取り消しができません。繰り上げ支給を請求するときは、よく考えてください。

一方、事前に申請して、六十五才から年金を受けずに、六十六才から七十才までの間に受け始める

繰上げ減額率

受給時の年令	65才で受けるべき年金額に対する減額率
60才以上61才未満	0.42
61才〃62才〃	0.35
62才〃63才〃	0.28
63才〃64才〃	0.20
64才〃65才〃	0.11

肩こり 筋肉の疲労が主な原因



肩こりを訴える小学生もいる——というほど現代生活には老若男女を問わず、肩こりで悩む人がふえています。ひどくならないように、まめに「こり」をほぐしましょう。

▽単純なこりは△
肩こりは、一般的には目や腕の使い過ぎからくる疲労のあらわれで、肩から首へかけての筋肉の使い過ぎと血行が不十分なために起きます。

ストレスなど精神の緊張が続いたり、一日中細かい数字や文字を扱う仕事をしたり、たまに根をためて洋裁などを行った後などに起きます。

病気でありませんが、ほうっておくと無理が重なり、肩の筋肉が板のように固くなり、そのうち頭痛や吐き気をもよおすなど症状が悪化しますから気を付けましょう。



母と子の会話

いまの子供は、わがままで、がまんすることが苦手だと、よく言われます。

わがまとは、ふつう、強情で利己主張が強く、自分本位の身勝手な行為や心理を言います。そして、自分の思い通りにしないと、カンシャクを起こして

わがままとい己主張の区別を

泣いたり、乱暴をはたいたりします。

このようなかまな性格は、親の過保護——甘やかされて育った子供に多いと言われます。

親にしてみれば、かけがえのない子供という意識が先行し、

このようなかまの子のわがまに困りぬいて、お母さん方の多くは、支配的、抑圧的な態度で一方的におさえつけるようになりがちです。

そのため、子供にしてみれば自分の欲求不満を心の奥深く押し

しかくし、表面的には親に気に入られるようにしながら、かなり屈折した心理状態にならざるをえません。

気をつけたいのは、わがまな利己主張と正当な自己主張を区別して受けとめてやることです。

頭ごなしにしかる前に子供の言い分をよく聞いて、納得できるところは受け入れ、わがまな面は話し合いを通して子供にわからせるようにすることが大切です。

子供が、その場の状況に応じて自分をコントロールすることができるよう、ふだんのしつけに気をつけたいものです。

▽こりをほぐすには△
十分な睡眠や休息をとり、適度な運動を行う——これは常識ですが、大切なことです。

時間を決めて、一日に何回か腕や首をぐるぐる回したり、肩を上げ下げする運動を規則的にすると効果があります。散歩や軽いなわとびもよいでしょう。

また、はり薬、指圧、針、入浴なども肩こりを楽にします。

食事の面では、新陳代謝を促すビタミンCに気を配り、新鮮な果物や野菜の摂取につとめましょう。



▽ガンコな肩こりは△
何をやってみても肩のこりがほぐれず、痛みや息苦しさを感ずるような時は病気が内在することも考えて、病院や診療所で診てもらいましょう。



宮崎県婦人体育大会で健闘する 門川地域婦人会 二位入賞

郷土紹介

昔と今

うつりかわる門川町

その(3) 門川漁港

本町は漁業の町としても広く知られているが、その歴史は古く、尾末港は江戸時代には漁港であるとともに商港でもあったようだ。そのための「他国より入船問屋」または「国々問屋」と呼ばれていた船宿もあり、延岡藩主などの参勤交替にも利用されていたようである。その当時、港の防波堤の役目をしていたのが乙島でありました。



昭和2年竣工の第一防波堤



海や砂浜も埋立られ給油所や漁干場になりました

しかし、その後の幾度かの台風等で船が沈没したり、海岸線が破壊されるなどしてしまいましたので昭和二年防波堤第一期工事（工事費五〇、〇〇〇円）がはじまりました。その後、逐次漁港整備事業で築造され、現在のような立派な港になったのです。

喜びにわく漁民
当時の生活模様も写しだされ、乙島も大樹が茂っていた。

社会教育関係団体等の紹介

新しい地域づくりをめざす公民館

町民の皆さん方の、社会教育に対してのより深いご理解と、社会教育環境醸成のため、紹介致しております。

門川町公民館連絡協議会

公民館連絡協議会の活動方針は明るい家庭住みよい郷土づくりを目標に、郷土の環境整備に貢献しその対策に取組んで居ります。又公民館長は区長の任務も兼ねており、地区のPTA、消防団、婦人会、青年団、老人クラブ、各グループの方と常に地区の問題点を討議し、住みよい郷土づくりを目標に行政の指導を受け、各公民館長と研修の場をつくり地区の発展に寄与して居る現状であります。公民館連絡協議会の目標は

- 一、地域住民の総意により住民の力を結集し、連帯意識の向上を計り、住みよい地域づくりに取り組む。
- 二、資源愛護によつて生活簡素運動に取組む物を大事にする運動を推進する。
- 三、お互いに心のふれ合いによる

人間形成に努め豊かな心を育てる。
四、労働の尊さによる奉仕活動の推進。



小園自治公民館の臼太鼓

五、日進月歩の社会状況に対し遅れないよう生涯教育に取り組む。これからの公民館活動は物の豊さの満足感よりも心の豊さを主眼に家庭教育に重点を、今こそ家族ぐるみで討議する時期ではないかと思ひます。

私達公民館協議会は常に町の指導による先進地を視察し各地区民の郷土づくりを視察研修して居ります。今年視察した鹿児島県知覧町の状態を御紹介しましょう。知覧町は人口一万五千人で門川町より小さい町ですが、知覧町の生産の第一は茶であり年収町で三十億円の収入との事でした。知覧町の例を見ますと、公立公民館四億五千万円を投じそれは立派なものです。体育館は七千万円で堂々たるものです。特に考えさせられたのは、塵焼き施設と、し尿処理場施設は他の市町村と共同経営していることでした。市町村合併前に見られる、共同体の姿を見せて戴きました。

又知覧町は古式豊かな武家屋敷があり、国の文化財の指定を受け観光の一つの目玉賞品でもあります昔の特産基地の町は今や文化田園都市に生まれ変わり、自分の郷土は、自分達一人一人の力で行くんだという、自治意識に燃えている、町民の方の姿を目の当りに、見せられました。

郷土の発展は、郷土は誰のものでもありません。私達のものであります。唯行政の力だけに依存するのではなく住民一人一人が住民運動に取組まなければ郷土の発展は望みないと思ひます。

文化協会だより

門川俳句会

- ・秋深し牛の瞳に雲早し 佐藤 寛
- ・紅葉の乙女峰の聖母像 佐藤 寛
- ・逆縁の壺置く野辺の柿大樹 佐藤 寛
- ・秋高し電工宙に遊泳す 佐藤 寛
- ・短日や 茜に染まり古御堂 米良ケサノ
- ・花石路や余生の日々を聞けしつ 野地純太郎
- ・木喰の書画遺す堂草紅葉 佐藤 寛
- ・残菊に棟上の餅飛び交えり 佐藤 寛

成人式参加申込みはお済みですか！

門川町教育委員会では来年一月十五日に新成人者を祝い励ます成人式々典を行ないますが、只今、式典参加者の申込みを受け付けています。

申込みをしない方には案内通知はもとより、成人証書、記念品等は差し上げられませんので、参加希望の方は必ず申込みをされますようお願いいたします。

成人式日時
昭和五十六年一月十五日
午前九時より



成人式

場 所
中央公民館
対象者
昭和三十五年四月二日から昭和三十六年四月一日までに生まれた人
申込み先
門川町教育委員会社会教育課
TEL 三〇一四〇番
内線四十九番
葉書でも結構です。
申込み期間
昭和五十五年十一月一日から十二月二十日まで。
服装の簡素化について御協力ください。



子ども「みこし」

- ・懸崖の菊の一鉢店先に 黒木ユキヨ
- ・稜線を一望にして天高し 今村富士子
- ・竹めば如己堂に這う秋の蜘蛛 (長崎にて)
- ・虫喰れて星座の澄める庭となり 小田登美枝
- ・秋うらら孫に遺さん 葡萄植ゆ 成婚の妃の宮細身秋澄めり (三笠宮御成婚)
- ・秋灯下孫が真似をするコマーシヤル 早川美江子
- ・くろがねもち色づく程に深む秋 後藤美智代
- ・人生は二人三脚冬蓄薇 黒木春若
- ・その底に大景映し水澄めり 黒木春若
- ・身ほとりに秋の蠅置く余生かな 山柿の朱の極まりぬ海風塚 三石たくじ

門川町民生(児童)委員会決る

十一月三十日をもって民生(児童)委員の任期満了により、民生委員推せん会にて次の方々に決定され、住民福祉の向上に努力されることになりました。

民生委員・児童委員の仕事

お気軽に

ご相談下さい

- 一、個別相談
- 1 生活・生計上の相談
- 2 職業・就労上の相談
- 3 健康・医療相談
- 4 結婚・離婚相談
- 5 住宅・財産相談
- 6 心身障害児・者相談
- 7 母子・児童福祉相談
- 8 教育・青少年育成相談
- 9 老人福祉相談
- 10 出稼相談 など
- 二、世帯厚生資金借入れの相談助言
- 三、丈夫な子どもを育てる母親運動
- 四、赤ちゃんと母乳で育てる運動
- 五、青少年の健全育成運動
- 五、明るいまちづくり運動
- ・ すみよい環境づくり
- ・ あいさつ運動
- ・ 愛の一声運動

松 瀬	松川善信	上納屋三三區	栗田一雄
三ヶ瀬	松本 孝	中 村	中田タミ子
上井野	川内田智弘	加草三三區	永田伝治
大内原	右今アキエ	加草三三區	安藤峰子
小 松	柴田重喜	庵川西	岩田 馨
小 園	野地ミツエ	庵川東	曾川芳男
城屋敷	白木 昇	牧山・谷ノ山	朝倉フキ子
中 山	米良喜勝		
竹 名	後藤キヨカ		
五十鈴	金丸丑三		
南町全区	山本静江		
上 町	河野重利		
本 町	安田富子		
東栄町一丁目	久保 一		
東栄町三丁目	河野泰江		
西栄町	松田英雄		
栄ヶ丘	金丸光義		
平城西	石田元孝		
平城東	宮田治子		
旭 町	姫野武志		
尾末東	赤沢哲二		
後 向	近藤 進		
中 尾	神戸トクエ		
下納屋	日高藤一郎		
上納屋一三區	小林嘉八		

図書の寄贈

ユウソウ

タコあげは 電線のないところで

タコあげのシーズンです。

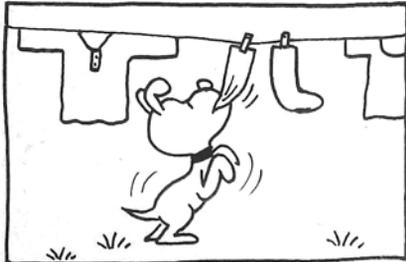
お父さま、お母さまへお願い。

本年四月より中央公民館図書室がオープン致しまして、一般図書三千冊、児童図書八三〇冊まで整備ができましたが、まだまだ不足致しております。今後更に毎年整備することには致しておりますが町民の皆さんの中で不要となりまして図書で図書室にふさわしい蔵書がありましたならば、是非ご寄贈願いたく希望するものであります。

門川町教育委員会

君

伊公彦



そのために停電して近所のみならずさまに大変迷惑をかけることがあります。

ごめい福を祈る

死亡者氏名 年令 住所
金丸 マチ 92 中山
黒木仙太郎 60 中尾
早稲田 83 大内原
児玉 イシ 83 特老
田端 長蔵 79 中尾
米良 栄 71 中山
甲斐シヅノ 82 上町
高橋 香 54 中村
黒木 留吉 71 下納屋
児玉 又六 72 東栄町
岩井 ワキ 76 小松
児玉 正義 51 五十鈴
井田 筆治 88 庵川東

香典返しお礼

元井 浅吉 85 東栄町
右松 弾 43 小園
河津 虎吉 89 五十鈴
奈須関太郎 69 下納屋
米良 重喜 79 東栄町
旭町 故奈須弥市殿
東栄町 故児玉又六殿
下納屋 故黒木留吉殿
五十鈴 故児玉正義殿
庵川東 故井田筆治殿
五十鈴 故河津虎吉殿
小園 故右松 弾殿
下納屋 故奈須関太郎殿
中村 故高橋 香殿
東栄町 故米良重喜殿
庵川東 故小川伊平殿
上井野 故本田福松殿

右の方々には、不幸にして、逝去なされ、喪主の方より香典返しとして、金一封を社会福祉事業にとご寄贈いただきました。ここに厚くお礼申し上げますと共に、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させて頂きたいと存じます。

- 小松 故江川竹治殿
- 加草一区 故元井浅吉殿
- 加草一区 故元井アキ殿
- 西栄町 故林 良臣殿
- 奈須ハルエ殿
- 児玉ミツエ殿
- 黒木昭喜殿
- 児玉トメ子殿
- 井田数夫殿
- 河津 宏殿
- 右松かすみ殿
- 奈須シナヤ殿
- 高橋ミチ子殿
- 米良重富殿
- 小川京美殿
- 本田 馨殿
- 江川 勲殿
- 元井 進殿
- 林 邦彦殿

締切日(十一月十八日迄分)

社会福祉法人

門川町社会福祉協議会